

[別紙1]

鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金の事務手続きについて

当補助金の申請窓口は、建物のある市町村です。

事務手続きの主な流れは以下のとおりですが、申請様式等については、各市町村で異なりますので、各窓口へお尋ねください。

1. 交付申請提出



2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)



3. 事業開始 → 着手届提出



4. 事業完了



5. 実績報告書提出

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

0857 - 26 - 7391

sumaimachizukuri@pref.tottori.jp